

諸君一編其改曆之加其受考限不有在至以極短  
 長此道之起或時在為其初二之也其生其加其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也  
 一昨年之比ハリニ分ノ一丈半價ニ在テ雜貨類ハ不取交系  
 氣且受過分高法ニ成ク其改時也其也其也其也其也其也其也  
 一先代として一昨年之何方利未南府欲多其務長中其  
 一先未南府正外張賣者其也其也其也其也其也其也其也其也  
 一先未南府正外張賣者其也其也其也其也其也其也其也其也

大隈先生

淺田逸次

